

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

津別プレミアムチーズ工房&カフェレストラン「津別フードホール petit (仮称)」プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道網走郡津別町

3 地域再生計画の区域

北海道網走郡津別町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

- ・本町の農業は、じゃがいも、たまねぎ、小麦、ビート、アスパラ、オーガニック牛乳、ブランド牛等、質の高い1次産品を供給する規模の大きい農家が多く、農業経営が安定しているが、今後の国際的な農業環境の変化に対応し得る6次産業化を視野に入れた取組が課題となっている。
- ・観光においては、近年メディアで取り上げられる機会も多い「津別峠の雲海」等を目的に毎月2万人近い観光客が町を訪れるが、町への経済波及は僅かであり、町内特産品の購入機会の創出や、町内飲食店への回遊の仕掛け等の町内他地域との連動的取組みが課題となっている。
- ・本町では広大な町域に人的資源が点在していることなどから事業者間の横の繋がりが強いとは言えない状況であり、また、まちづくりを担う地方創生人材が不足している。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

津別町では、まちづくりを持続可能な形で進めていくために、外貨を稼ぎ、

地域内で経済を循環させていく必要があるという考えのもと、約4年間の準備期間を経て、2019年3月28日に稼ぐまちづくりを牽引するための民間会社として「北海道つべつまちづくり株式会社」を設立し、官民協働のまちづくりを進めています。

そのまちづくり会社を中心となりトライアルで実施したフードイベント（津別フードホール）では、二日間で人口の半分以上となる2,700人の集客を行い、会社設立時には町内外の72の個人・法人から4,025万円の出資金を集めました。

また、本施設を運営する北海道つべつまちづくり株式会社は、ふるさと納税の推進業務や、移住推進業務にも取り組んでおり、更には関係人口拡大を目的とした会員登録システム「津別町ファンクラブサイト」の運営も担っていることから、「津別フードホール petit（仮称）」への来店者に対して、ふるさと納税を通じて津別産品のリピーターとなってもらい、さらには津別町の観光情報や移住情報を提供するといった横断的な連携を行う。

また、定期的なイベントとしての「津別フードホール」を本施設周辺エリアで企画し、町内外の生産者や特産品事業者を巻き込んだり、地元高校生との連携を図ることで、地域内の事業者間の横連携や、地方創生の担い手人材の確保育成へとつなげていく。

【数値目標】

K P I	事業開始前	2019年度増加分	2020年度増加分
	(現時点)	1年目	2年目
本施設の売上高（千円）	0	0	22,080
本施設で販売する新たな特産品の開発数 （品）	0	2	2
本施設で新たに雇用する従業員数（人）	0	1	0

2021年度増加分	2022年度増加分	2023年度増加分	K P I 増加分
3年目	4年目	5年目	の累計

18,120	4,200	2,400	46,800
2	2	2	10
1	0	0	2

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

津別プレミアムチーズ工房&カフェレストラン「津別フードホール petit（仮称）」プロジェクト

③ 事業の内容

2019年3月末に設立した北海道つべつまちづくり株式会社では、地域の魅力を発信するとともに町民・観光客交流の拠点となるチーズ工房兼カフェレストラン「津別フードホール petit（仮称）」を整備・運営し、地元産の牛乳を原料としたチーズ工房を核とした6次産業化の推進、物販・観光マネジメントの総合的コーディネートを行い、事業の連携性・連動性を確保する。

「津別フードホール petit（仮称）」は、町民の憩いの場としての位置づけを基本コンセプトとしつつ、周辺の観光施設からの人の流れをつくり、町内外問わず人が集い滞留する場所としていくことで地元特産品の売り上げ増加を目指す。

地元特産品の開発にあたっては、まちづくり会社の民間としてのノウハウを生かし、マーケティング調査、モニタリング調査、フードコーディネーターによる商品の磨き上げ等を行い、黒字化を目指す。地元食材を積極的に活用することで、地元経済の拡大を加速する。

また、「津別フードホール petit（仮称）」を訪れた観光客等が町内の既存商店へ流れる仕組み作りも合わせて行い、地元経済の活性化を促進する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

官：津別町

民間事業者から家賃収入と法人税収入を得ることを前提に、必要な施設の改修を行う。改修にあたっては、民間事業の事業構想を最大限反映させ魅力があり収益性が望める施設とする。また、隣接する観光施設の振興を図ることで、本施設への集客の一翼を担う。

民：北海道つべつまちづくり株式会社

民間のノウハウを活用し、すでに構築済の町内の特産品事業者や出資者とのネットワークを活用し、オール津別の特産品の販売を行い、収益化を図るとともに、それらの収益を基に新たな特産品の企画、開発も行う。

実績として、2019年2月に開催したフードイベント「津別フードホール」では、町内外の約20の生産者や特産品事業者と連携し、ミシュランシェフによるレシピ監修なども取り入れながら、地元素材を使った全く新しい料理を開発・提供し、2日間の開催で人口の半分以上となる2,700人の集客（町外者が約7割）を行った。また、会社設立時には町内外の72の個人・法人から4,025万円の出資金を集めた。

【政策間連携】

運営する北海道つべつまちづくり株式会社は、ふるさと納税の推進業務や、移住推進業務にも取り組んでおり、更には関係人口拡大を目的とした会員登録システム「津別町ファンクラブサイト」の運営も担っていることから、「津別フードホール petit（仮称）」への来店者に対して、ふるさと納税を通じて津別産品のリピーターとなってもらい、さらには津別町の観光情報や移住情報を提供するといった横断的な連携が期待できる。

また、定期的なイベントとしての「津別フードホール」を本施設周辺エ

リアで企画し、町内外の生産者や特産品事業者を巻き込んだり、地元高校生との連携を図ることで、地域内の事業者間の横連携や、地方創生の担い手人材の確保育成へとつなげていく。

【地域間連携】

約30年前から青少年交流を続けてきた千葉県船橋市の民間事業者とのつながりを通じ、千葉県船橋市の有名な洋菓子店のシェフとコラボした新たな特産品の開発や、互いの特産物を販売する「互産互消」による販路拡大を行う。

【自立性】

今回運営を想定している「北海道つべつまちづくり株式会社」を統括するマネージャー人材は、全国公募の末に採用へと至った。大手広告代理店、大手外資系コンサル会社での経験を積んだ人材であることから、そのマネージャー人材の有するノウハウや人脈を最大限生かし、町内産の牛乳を使ったチーズを中心とした地元特産品の販売収益での自立を目指す。

下記の客層をターゲットとすることで収益化を達成する。

- ・ 周辺都市の30代～50代の感度高い女性
- ・ 隣接するつべつ木材工芸館、自然公園を訪れる津別町及び近郊の子連れ主婦
- ・ 1日約3,000台の交通量のある国道240号を通るドライバー

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

地方創生に係る地方版総合戦略の策定及び検証を目的に設置した津別町創生総合戦略会議において、毎年度事業効果の検証と計画の見直しを行う。

検証に際しては、①住民満足の視点、②財政的視点、③各種事業・活動成果の視点、及び④定着・発展性の視点、の4つの観点から、定量的また

は定性的な評価を行うこととする。

【外部組織の参画者】

- ・ 津別町創生総合戦略会議
建設業協会、農業協同組合、商工会、林業協同組合、丸玉木材、網走
信金、北見信金、郵便局、社会福祉協議会、津別病院

【検証結果の公表の方法】

外部組織による検証結果を踏まえ、6月議会常任委員会で検証

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 53,658千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) ふるさと納税拡大事業

ア 事業概要

ふるさと納税制度を活用し、町内の特産品の販路を拡大し、外貨を獲得する。

イ 事業実施主体

北海道網走郡津別町

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

(2) 特産品販路拡大支援事業

ア 事業概要

町外への販路拡大のために見本市等に出展する町内企業の出店にかかる費用の一部に対して補助金を交付する。

イ 事業実施主体

北海道網走郡津別町

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。